

「第3期宮城県国民健康保険運営方針」の改定について

平成30年度の市町村国保運営の都道府県単位化以降、県では、県内市町村と一体となって安定的な財政運営、保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための指針として、県が市町村と協議の上、「宮城県国民健康保険運営方針」を策定している。

昨年度、「運営方針」の「将来的な保険料（税）水準の統一に関する事項」について、完全統一を目指すことに伴い所要の改定を行い、本協議会で議決された。

今年度も、完全統一に向けた進捗状況に応じて、改定を行うもの。

なお、来年度、運営方針の中間見直し（令和9年度適用）に向けて改定作業を行うが、市町村が負担する納付金等に関わる事項であることから、先行して改定を行うもの。

1 概要

- 従前の協議結果に基づき、令和8年度から、出産育児一時金と葬祭費を納付金の対象に含める。
- 令和8年度から「納付金ベースの統一」を実施する。
- 「国民健康保険料（税）水準の統一に向けたロードマップ」の全面改訂を反映。

2 改定内容

- (1) 納付金の対象となる範囲に、出産育児一時金と葬祭費を追加する。
[第3章4 (2)] (p13)
- (2) 医療費指数反映係数 α の設定を、「 $\alpha = 0$ 」とする。
[第3章5 (4)] (p13)
- (3) 「納付金ベースの統一」実施に伴い医療費指数を納付金に反映させなくなったことから、医療費指数の算定方法を定めた項を削除する。
[第3章4 (1)] (p13)
- (4) 「国民健康保険料（税）水準の統一に向けたロードマップ」を完全統一を目標としたものに差し替える。併せて、第4章の文言を一部修正する。
[第4章] (p14～p15)

3 その他

- 国民健康保険法第82条の2第7項に基づく市町村からの意見聴取は実施済み。
- 令和8年3月付けで改定予定。